

市川市立宮久保小学校 PTA 会則

市川市立宮久保小学校 PTA

<第一章 名称 及び 所在地>

第 1 条 本会は、市川市立宮久保小学校 PTA と称し、市川市立宮久保小学校（以下宮久保小学校という。）内におく。
所在地：市川市宮久保 5-7-1

<第二章 目的および活動>

第 2 条 本会の活動目的

本会は、父母と教職員の協力により、児童の家庭・学校・社会における幸福と健全な成長をはかることを目的とする。

第 3 条 本会は、前条の目的を達成するために次の活動をする。

- (1) 学級懇談会、講演会、講習会の開催
- (2) 教育環境の整備
- (3) 学校保健、ならびに体育の奨励
- (4) 児童生活の安全確認
- (5) 会報の発行
- (6) 会員相互の親睦とレクリエーション並びにスポーツ振興
- (7) 児童福祉のため活動する他の社会的諸団体及び機関との協力
- (8) その他、本会の目的達成に必要な活動

<第三章 方針>

第 4 条 本会は次の方針に従って運営する。

- (1) 会員の総意によって民主的に運営し、自主団体として他から干渉を受けない。
- (2) 主旨を同じくする他の団体および機関と協力する。
- (3) 政治的・宗教的に中立な立場を遵守し、営利行為を行わない。
- (4) 本会、または、本会役員の名で公私の選挙の候補者を推薦しない。
- (5) 本会は、学校の諸問題について意見をするが、学校の管理や教職員の人事に干渉しない。
- (6) 個人情報について、別途定める「市川市立宮久保小学校 PTA 個人情報保護方針」に基づき、責任をもって管理する。

<第四章 会員>

第 5 条 本会の会員資格は、次のとおりとする。

- (1) 本校に在籍する児童の父母、または、これに代わり児童を養育するもの（以下保護者という。）
- (2) 本校に勤務する教職員（以下教員という。）

第 6 条 入会及び退会については以下のとおりとする。

- (1) 本校 PTA へは入会届の提出をもって入会したものとみなす。
- (2) 入会済みの会員については、次年度は自動継続とする。
- (3) 会員は児童の卒業、転校などにより会員資格を失った場合に自動退会となる他、退会届の提出、または、所定の退会手続きをもって本校 PTA を退会できる。

<第五章 会計>

第 7 条 本会の活動に要する経費は、会費等をもってあてる。

第 8 条 会費は、会員一世帯につき年額 2,800 円(10 カ月)とする。但し、事情により会費を免除することができる。

第 9 条 本会の会計は、すべて総会で認められた予算に基づいて行われ、会計監査の監査を経て総会の承認した決算でおわる。

第 10 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月末日に終わる。

第 11 条 転校などにより年度途中で会員資格を失った場合は、所定の手続きをもって、月割り計算にて会費の返金をおこなう。

<第六章 本部役員>

第 12 条 本会の会員より選出された下記の本部役員をおく。

名誉会長 1 名（校長）、会長 1 名、副会長若干名（内 1 名は教頭）、会計 2 名、書記若干名（内 1 名は教務主任）

第 13 条 総会の承認することによって本部役員に就任する。選出の方法は細則で定める。

第 14 条 本部役員の任期は 2 年とし、毎年度の初めに改選する。但し、再任を妨げない。

なお、役員に欠員が生じた場合、または役員数が不足している場合は、役員会の推薦により補充し、次回総会にて報告する。

第 15 条 会長は、会務を統括し本会を代表する。

副会長は、会長を補佐し、会長が事故あるときはその職務を代行する。

第 16 条 会計は、総会で決定した予算に基づいて一切の経理を処理し、資産を管理する。

第 17 条 書記は、運営便りの作成など事務を処理する。

<第七章 会計監査>

第 18 条 本会の会計を監査するため、会員の中から会計監査 2 名をおく。

第 19 条 会計監査の任期は 1 年とし、毎年度の初めに改選する。但し、再任を妨げない。

第 20 条 会計監査は、経理並びに一般会務を監査し、総会に報告する。また、全ての集会に出席して意見を述べることはできるが、議事に対しての直接の責任はない。

<第八章 総会>

第 21 条 総会は、全会員で構成され、本会の最高決議機関である。

第 22 条 総会は、会長が召集する。但し、理事会が必要と認めた場合、または会員の 5 分の 1 以上の要求があった場合にもこれを召集しなければならない。

第 23 条 定期総会は、特別の事情がないかぎり、毎年 4 月中に開かなければならない。

第 24 条 総会の議事は、出席会員の過半数の賛成で決定する。

<第九章 理事会>

第 25 条 理事会は、次の構成員で構成され、本会期及び総会の決議に基づいて本会の会務を企画運営する。また、原則として本部会（第 12 条の本部役員及び第 18 条の会計監査）を理事会の前に持つ。

(1) 本部役員

(2) 会計監査

第 26 条 理事会は、会長が召集する。但し、構成員の 4 分の 1 以上の要求があった場合にもこれを召集しなければならない。

第 27 条 理事会の議事は、出席員の過半数で決定する。

<第十章 細則>

第 28 条 理事会は、本会則に反しない範囲で細則を制定または改廃することができる。但し、制定・改廃の結果は総会に報告しなければならない。

<第十一章 改正>

第 29 条 本会則は、総会において出席会員の 3 分の 2 以上の賛成により改正することができる。但し、改正案は総会の前日までに全会員に知らせておかなければならない。

平成 2 年 4 月 21 日	会則第三章第 10 条	改正
	会則第三章第 11 条	改正
	会則第六章第 21 条	改正
平成 4 年 5 月 9 日	会則第六章第 21 条	改正
平成 7 年 4 月 22 日	会則第三章第 10 条	改正
平成 16 年 4 月 13 日	会則第二章第 7 条	改正
平成 22 年 4 月 21 日	会則第七章第 29～32 条	改正
平成 24 年 4 月 19 日	会則第九章第 35 条	改正
平成 25 年 4 月 18 日	会則第三章・第五章第 20 条	改正
令和 2 年 5 月 28 日	会則第一～三章を第一～七章に改編	改正
令和 5 年 5 月 1 日	会則第五、六、九、十、十一章	改正
令和 8 年 5 月 1 日	会則第五章第 8 条・第 11 条	改正
	会則第六章第 12 条・14 条	改正

細 則

第 1 条 会員の慶弔については、別に内規をもって定める。

第 2 条 会員の表彰については、別に内規をもって定める。

第 3 条 本部役員選考

選考は、会則第 12 条で記された本部役員の候補者を選出する。

○ 選出方法

・現本部役員が募集をし、候補者を選出する。

○ 第 1 回選考会は、会長が召集する。

この細則は、平成 20 年 3 月 4 日より実施する。

この細則は、平成 23 年 4 月 20 日より実施する。

この細則は、平成 25 年 2 月 5 日より実施する。

この細則は、平成 27 年 4 月 23 日より実施する。

この細則は、令和 2 年 5 月 28 日より実施する。

この細則は、令和 5 年 5 月 1 日より実施する。

宮久保小学校 PTA 慶弔規定

第 1 条 細則第 1 条、第 2 条にのっとり、会員及び児童等の慶弔・見舞い等に関する規定を定める。

第 2 条 見舞金

会員からの申し出があった場合に、次の見舞金を贈る。

- 1 教職員が 2 週間以上にわたる入院、または傷害疾病のため自宅療養を要する場合。 (3,000 円)
- 2 会員が火災などの災害により、多大の被害を受けたとき。(ただし、天災を除く) (5,000 円)
- 3 会員が本会事業に際して相当の傷害をしたとき。 (5,000 円)
その治療期間が 1 カ月に及ぶとき。 (10,000 円)

第 3 条 弔慰金

- 1 会員及び児童が死亡したとき。 (10,000 円)
教職員の配偶者及び両親が死亡したとき。 (5,000 円)
- 2 本会に多大な功労のあった者が死亡したとき。 (5,000 円)
- 3 前 1、2 項にかかわらず、弔慰金のほかに供物、または花環を贈ることはできる。また、この他に慶弔金を贈る場合は理事会で協議する。

第 4 条 祝金

会員からの申し出があった場合に、次の祝金を贈る。

- 1 教職員が結婚したとき。 (5,000 円)
- 2 教職員及び配偶者が出産したとき。 (3,000 円)
- 3 本会に功労のあった者が表彰を受けたとき。 (記念品)

第 5 条 慰労金

次の慰労金を贈る。

- 1 本会の役員として功労が著しかった者が退会するとき。
※理事 2 回以上務めた者
- 2 前 1 項にかかわらず、他の慰労金を贈る場合は、理事会で協議する。

第 6 条 適用

本規定の適用に関する決定は、理事会が行う。

但し、緊急を要する場合には会長が決定し、理事会に報告する。

第 7 条 改廃

この規定の改定・廃止は理事会が行う。

この規定は、平成 7 年 4 月 1 日 より実施する。
この規定は、平成 8 年 12 月 4 日 より実施する。
この規定は、平成 10 年 4 月 9 日 より実施する。
この規定は、平成 17 年 4 月 1 日 より実施する。
この規定は、平成 25 年 2 月 5 日 より実施する。
この規定は、令和 8 年 5 月 1 日 より実施する。

【付 記】

会員及び児童の慶弔に関し、学級で実施しようとするときは、PTA 会長及び学校と協議し行う。